

介護老人福祉施設「特別養護老人ホームサニーポート小名浜」運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人容雅会（以下「事業者」という。）が開設する介護老人福祉施設「特別養護老人ホームサニーポート小名浜」（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある入居者に対し、適正な介護老人福祉施設サービス（以下「事業」という。）を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、入居者の意思及び人格を尊重して、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 従業者は、入居者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- （1）名称 特別養護老人ホーム サニーポート小名浜
- （2）所在地 福島県いわき市小名浜字神成塚1 3 3 番地の1
- （3）ユニット数及びユニットごとの入居定員
 - ① ユニット数 8ユニット
 - ② ユニットごとの入居定員 10名
 - ③ 入居定員 80名（8ユニット×10名）

（施設職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1人
管理者は、施設従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）医師 1人
医師は、入居者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- （3）生活相談員 1人以上
生活相談員は、入居者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- （4）看護職員 4人以上
看護職員は、入居者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- （5）介護職員 26人以上

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

(6) 栄養士又は管理栄養士 1人以上

栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

(7) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(8) 事務職員 2人以上

事務職員は、必要な事務を行う。

(9) 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 入居の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。

(2) サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

ア 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助、日常生活上の世話等の生活、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

エ 入居者や他の入居者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。

カ 入居者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。

ユニット型施設については本人の希望に基づき適切な入浴の機会を提供する。

また、排泄、離床、着替え、整容、口腔衛生管理等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

キ 栄養、入居者の身体状況、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

ク 退居に当たっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第6条 管理者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの入居者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

2 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入居者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 居住費（ユニット型に限る） 1日 2,066円
- (2) 食費 朝食397円 昼食（おやつ含）520円 夕食528円
1日 1,445円
- (3) 理美容代 3,000円から
- (4) その他日常生活上の便宜に係る費用
 - 持ち込み電気機器電気代（テレビ・電気毛布・ラジオ等） 100円／1日
 - 持ち込み電気機器電気代（軽微な電気の使用料／電気髭剃り・携帯電話・スマートフォン・タブレット等） 50円／1日
 - 行事参加費 実費／1回
 - その他の費用 実費／1回

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第8条 入居者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取扱いに注意すること
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

（苦情処理）

第9条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第10条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

（非常災害対策）

第11条 施設は、消防法等の規程に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（衛生管理等）

第12条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、

その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的
に実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の
対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものと
する。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のため
の指針を整備する

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、
その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する

(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす
る。）及び従業者に対する研修を定期的に行う

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入居者
の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速
やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる
ものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの
とする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修
実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施
するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する
者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するも
のとする。

(身体拘束)

第15条 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入
居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、
目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備
や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年9回（身体拘束廃止・感染防止・事故防止・虐待防止を含む）

2 従業者は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に必要な事項は事業者の代表者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

変更後の規程は、平成27年8月1日より施行する。

附 則

変更後の規程は、平成30年6月1日より施行する。

附 則

変更後の規程は、令和元年10月1日より施行する。

附 則

変更後の規程は、令和３年８月１日より施行する。

附 則

変更後の規程は、令和６年９月１日より施行する。

附 則

変更後の規程は、令和７年７月１日より施行する。